

# 高山寺藏伝受類集鈔の訓読語基調と史料的评价

## —訓読語に現れた待遇表現を中心に—

松 本 光 隆

はじめに

梅尾高山寺経藏には、第一〇三函に納められた伝受類集鈔卷第一―卷第二十五（現存二十四卷、卷第三欠<sup>1</sup>）が伝えられている。本資料は、早くより宮澤俊雅氏が、鎌倉時代の梅尾流の実質を伺う上で貴重な資料と位置づけられ、注目されてきた資料である。高山寺藏伝受類集鈔については、宮澤氏の簡にして要を得た解説が存し、概要は、それに譲ることとするが、惠林房経弁が、師の玄密房仁真から伝授した口決・折紙類の類集である。本資料の大半は、遡れば、理明房興然の口決・折紙類であるが、その興然の口決・折紙類も、諸尊法を興然より更に遡って位置づけることができるものがある。本資料中の記載によつて、出自の明らかなものには、法務寛信、大法房実任、助阿闍梨観祐、已講明海、内山真乘房亮惠、越前阿闍梨浄与等々を初めとして、諸師の伝が確認される。本文には、時代的には興然より降つて、鎌倉時代の仁真から経弁への伝授の印信・血脈なども含まれている。

この高山寺藏伝受類集鈔のような諸尊法の資料は、院政期から鎌倉時代にかけて各流派で盛んに作られたようで、それまで盛んに加添された中国から将来の、不空や法全などが訳した儀軌の訓点資料が、鎌倉時代に入つて遺存量が激減するのと前後して、伝授に関わつて盛んに制作されるよう

になる。こうした諸尊法の類が、日本語資料として問題となるのは、その諸尊法の言語をどう評価すればよいと云うことである。即ち、本稿の対象とする伝受類集鈔にしても、例えば、興然口決・荣然集の師口、守覚法親王の關係した秘抄・沢抄・野月抄などや、広沢流西院流で作られた宏教の金玉・異水などにしても、諸師の伝を類聚している資料の多いことが問題となる。諸師の伝の類聚とは、たとえ、単一の師からの伝授であつても、系脈を遡れば、複数の個人にたどり着く事である。甚だしい場合は、位相を飛び越えて、別宗・別派からの系脈である場合も存している。資料中に現れる訓読語のレベルは勿論、元の漢文などの本文自体が言語的性質（用字法や訓読語等）を異にする場合や諸師の系脈の途中における漢文本文・漢文訓読語などの改編、付加の問題を含むものである。諸師の集合体である一つの諸尊法を、資料全体を通底する言語の基調、各師の伝流における言語の位相や、初源が明らかになるとすれば、各個人々の言語特性の出現など多角的に評価してみる必要があると認められよう。

また、今ひとつ問題となるのは、伝受類集鈔の場合、これを構成する表記体（文体）の問題である。伝受類集鈔は、漢文（変体漢文を含む）――またはその訓読体たる漢文訓読語文――と片仮名交じり文とで形作られている。平安時代の日本語の場合、この二種は、言語体系を異にするものであつたことは、いろいろな視点から説かれてきたところである。伝受類集鈔は、

この平安時代に異質とされる二表記体を内包する。伝受類集鈔という一総体としての日本語史料の評価については、この二表記体を採用された言語的な文体差と、おそらく全体を通底するであろう日本語の基調とを視野に入れて分析する必要がある。

かかる腑分けを行い、言語資料としての評価を行うことを経て、初めて院政期以降の漢文訓読語の変化・変遷、鎌倉時代の共時的な複合体としての総体を語る事が出来るように判断される。

本資料は、東大寺点加 points の資料である。多くの尊法は、興然に関わつて、真言宗も小野流に属する資料であると考えられるものであるが、その諸伝の中でも、注意すべきは、次の如き場合である。

例えば、巻第二十四の印信・血脈が納められた巻には、「寛朝」より四代の資である広沢流の僧「芳源」の「淨延法師」に授与した康和五年（一一〇三）七月五日の印信を登載する。これには、訓点が存するが、仮名点の加 points で、東大寺点の加 points が確認されない。巻第二十五も印信・血脈を登載する巻であるが、明恵を經由したと思しき広沢流出自の印信・血脈が見られる。これらにも東大寺点の加 points はない。また、印信の中には、例えば「智證記」なども引かれて、天台方の諸伝の記載も存する。これも仮名点の加 points が存するのみである。中院流や小島流の印信も存しており、宮澤氏のご指摘の通り、梅尾流の成立が、いかなる所伝の聚合によつたのかの経緯が明らかになるが、問題は、高山寺藏伝授類集鈔に現れている言語の時代と位相に關わる質についての問題である。

以上の問題を、厳密・実証的に、解決する方向としては、当該の言語資料の内部徴証の検討に従つて総合的に評価すべきであろうと判断されるが、本稿における一端の論述後に、時を改めて再度批判を試みることを課題とすることとして、拙論の出発点では、以下の通りの認定・評価から出発してみることとする。

諸尊法も、巻第五（經法部）に、「心經法」を納めるが、標題の下に、「覺鑿上人傳」とあつて、覺鑿出自の尊法を伝えたものであることが知られる。本文は十三行ほどの言語量のあまり多くない尊法であるが、これには東大寺点の加 points が認められる。この覺鑿出自の尊法の来歴を辿れば、この伝が覺鑿より興然に流れて後、定真、仁真等を経て、經弁に伝わつた事が想定されるが、この尊法には、仮名の加 points と並んで、東大寺点の加 points が存する。即ち、興然の時点かも知れず、それより前、または、後かも知れないが、小野流の訓点のフィルタが掛けられていることが知られる。加えて、巻第二十の無垢淨光法は、「大法房實任―興然」と伝わつた尊法であるが、標題の下に、「中河實範上人注」とあるもので、これにも、東大寺点の加 points が認められる。

一方、この他に、巻第十八の奉造立仏像作法は、「成就院寛助御傳」、巻第二十三の遷宮修法には、「寛助大僧正記」とあり、巻第十八の御衣木加持作法に「仁和寺」、巻第二十三の東寺講堂五菩薩中方菩薩事には、「心覺閣記」とあるが、本文は、仮名点と句切点のみで、東大寺点の使用が確認できない。ただし、それぞれは、言語量が少ない尊法である。巻第十八の「大御室御傳」の粥時作法には、本文に纒に、右中央星点「の」が、また、同作法の割書部分にも、東大寺点の加 points が確認されるので、広沢流関係も、個別個別に取り扱う必要があるかも知れない。

小野流のフィルタ云々という観点からは、仮名点のみ加 points の資料を慎重に扱うべきであるが、全体を加えても、言語量が十分ではなく、今は、この広沢流関係の尊法出自と認められる資料の、資料性の検討が尽くせない。これらの尊法を、一端は保留として置かざるを得ないが、後日に再検討してみよう必要があるところである。

今仮に、保留分を除いて、本資料を、大きくは、真言宗小野流の所産の言語資料であると設定して、以下に論述を行つてみる。また、本稿標題の

用語の如く、高山寺藏伝受類集鈔の全体の言語を、「訓誥語」という術語で捉えることとする。後にも問題とするところであるが、本資料において、漢文部分(変体漢文を含む)に、東大寺点の加点が存するのは、右に確認した通りである。片仮名交じり文体で表記された部分にも、東大寺点の加点が存して、訓誥をされている。各表記体の成立時の「漢文体または漢文訓誥体」、「片仮名交じり文体」という視点とは別に、それと整然と区別することが困難な局面も存するのではあるが、東大寺点がいずれ全体に加点された時点の言語を想定して、この片仮名交じり文体を含めて、「訓誥語」という一術語を以て捉えてみることにする。

かかる基本的な立場を基として、当該資料について、表現内容、文体(表記体)差、漢文体(用字)の差に視点を当てつつ、その待遇表現の有り様を解析しようとするものである。

#### 一、訓誥語解析の問題の所在と対象

平安後半期から鎌倉時代にかけての真言宗小野流における訓誥語の実情には、複雑な状況があるように認められる。例えば、稿者は、小野流に属する中川流について、中川流の祖である実範(喜多院点使用僧)によって、院政期に祖点が形作られたことを論じたことがある。東寺観智院藏の金剛界儀軌実範点の奥書には、「是依「誠證」後輩勿「改」とあり、訓誥語を改めるのを禁じた一文には、時代背景として、当時、容易に改められることが常であり、改点、新点の下点が普通であったと言ふ認識の元に記された奥書であると解釈したことがある。これを元に、真言宗も小野流の訓誥語は、院政期において、多様な様相を示すものであったであろうことを推定したが、以下には、院政期から鎌倉時代と思われる諸尊法の口決の類集である伝受類集鈔を取り上げて、そこに伺える訓誥語の多様性と、その基調を記述してみようとするものである。

高山寺藏伝受類集鈔は、その資料の体裁として、料紙の表裏に墨書が存するものである。表面は、上下二段となっており、上段には、多くは興然を経由した、または、興然に発した口決・折紙類の諸尊法を中心に掲げる。各尊法においては、末尾に、奥書の存するものがあって、伝流の過程が明らかになるものが存する。表面下段には、上段の諸尊法に対する口伝が注され、箇条書き的に配される。この表面下段の口伝の注は、例えば、巻第十六の奥に、この下段の記事に対応して、

正安四年(一三〇二) 野九月九日抄出已了／經弁五十七

とする奥書があり、他巻にも散在する一連の奥書から、経弁の施したものであることが推定される。裏面には、表面の諸尊法に対する口伝等の注記が施されている。

表面上段の諸尊法は、その表記体が複数有って、漢文(変体漢文を含む)、片仮名交じり文を中心として、文章が構成されている。例外的ではあるが、巻第二十五には、平仮名表記の部分も指摘できる。この漢文、片仮名交じり文には、先にも触れた如く、共に、仮名の加点と、東大寺点の加点が成される。本稿での分析の対象としては、表面下段および裏面の書入については留保することとし、表面上段の諸尊法の部分に限定して取り上げ、以下に論述を加えることにする。

#### 二、伝受類集鈔巻第一仏部における異伝の比較から

高山寺藏伝受類集鈔について、鈔全体を見渡した時、同じ尊法で、異伝が載せられている例に気付く。例えば、巻第一に所載の「薬師法」では、二種の伝を載せている。最初の伝について、下段には、「秘抄云 息災増益行之」とあるが、後に、「私云此折紙ハ理師(興然)ノ秘抄ヲ之ヲ見 禪林寺助阿闍梨(觀祐)口決ヲ載セ被(れ)タリト見タリ」の注記があって、観祐—興然の伝であると見ているようである。これに対して、異伝の「薬



4、々々(圓光)ノ中ニ無量化佛有ス。(卷第一・阿弥陀法、宰相阿闍梨淳寛伝)

5、々々(光明)ノ中ニ无量ノ化佛有シテ説法利生ス。(卷第一・阿弥陀法、宰相阿闍梨淳寛伝)

6、項一背ニ圓光有リ々々(圓光)ノ中ニ无量ノ化佛有ス。(卷第一・阿弥陀法、宰相阿闍梨淳寛伝)

7、々(花)臺ニ觀自在菩薩有ス(卷第一・阿弥陀法、宰相阿闍梨淳寛伝)

8、八葉ノ上ニ各(の)如來有シテ入定結跏趺坐セリ。(卷第一・阿弥陀法、宰相阿闍梨淳寛伝)

9、蓮花臺ノ上ニ於(いて)觀自在菩薩有ス(卷第一・阿弥陀法、片仮名交じり文、宰相阿闍梨淳寛伝)

10、蓮花八葉ノ上ニ於(いて)テ各ノ如來有ス。(卷第一・阿弥陀法、片仮名交じり文、觀祐伝)

いずれも阿弥陀法にあつて、例9と例10とは、淳寛の伝と、觀祐の伝の内の片仮名交じり文部分に出現する。「仏」「菩薩」の待遇に關わる訓読で、「有」字に「イマス」訓が付された例である。以降の卷々にも、

11、頭冠ノ中ニ各ノ化佛有ス。(卷第八十一面法・道場觀)

12、首ニ寶冠ヲ戴ク々(冠)ノ中ニ化ノ无量壽佛有ス。(卷第十・青頸觀音法・青頸觀自在菩薩經引用部)

には、本文に「有」字があつて、「化仏」「無量壽仏」主語の文において、「イマス」と訓ずる例がある。

本資料においては、孤例で例外的であるが、本文中に対応する漢字の表記が無く、読添語に尊敬の動詞「イマス」が現れる例がある。

13、無量の相好ヲ具(し)熾盛ノ威徳イマス。(卷第八・千手法・道場觀) 主語は「千手千眼觀自在菩薩」である。かかる「イマス」の読添えの例は、

伝受類集鈔中には他に例が見えない。

右の「有」字の他に、漢文本文の用字に、敬語動詞を充てた例は、

14、佛香花園ニ在キ時ニ比丘尼・優婆塞優婆夷・七万二千人(與俱ナリキ)。(卷第五・仏説壽延經、興然伝)

の例があつて、「仏」を主語とした文章の用字「在」に敬語動詞「マシマス」を充ちた例が認められる。これらの例は、前節の読添えの補助動詞と同様に、諸尊の待遇に現れた敬語動詞で、次節に詳説する読添えの補助動詞「タマフ」と、敬語使用の対象など、待遇表現法において基盤を一にしたものであろうと解釈されるが、理屈の上からは、「有」字に対する敬語動詞訓の選択は、一方では、非敬語動詞の充ち訓も予想されるところである。本伝受類集鈔には、「有」字が出現する文脈において、諸尊に対する待遇表現上では、「イマス」以外の訓が積極的には認められず、「有」の用字に対しては、敬語動詞に訓読するという訓読語基調が存したと見て矛盾はない。

一方、三卷本色葉字類抄では、「イマス」、觀智院本類聚名義抄を検索すれば、「マシマス」などの敬語動詞の充ち訓が確認される字である。「坐」字については、

15、咒師ヲ視ル之勢ニシテ蓮花座ニ坐セリ(卷第七・持世菩薩法・道場觀)

16、色相白色ニシテ而合掌シテ白蓮花ニ坐ス。(卷第七・馬鳴法・道場觀、觀祐伝)

などとあつて、敬語動詞で読まれた確例が拾えない。この「坐」字の訓読は、

17、右ノ手ハ胸ニ當テ、地水火ノ三指ヲ屈す。赤蓮花ニ坐シタマヘリ。(卷第七・大勢至法・道場觀)

等の例が認められ、例17には敬語の補助動詞「タマフ」を読添えて待遇しているところから、「坐ス」はサ変動詞であつた可能性が指摘できるのではなからうか。

右掲の文例からは、「有」字の場合は、尊敬動詞訓が与えられ、「坐」字の場合は、尊敬動詞訓の可能性は低い。諸尊法中の各伝における両字の用字の問題を含むと考えられる。即ち、ある尊法の伝においては、右と類同の文脈において「有」字が使用されるが、別の尊法の伝には「坐」の用字が現れると言った漢文本体の使用漢字の異なりを検討してみる必要があるが、次節の状況と比べれば、謂わば、以上の帰納結果から単純に、「有」字と「坐」字の用字の異なりに対応して、「有」には敬語動詞訓を充当し、「坐」は、漢語サ変動詞と尊敬の補助動詞で待遇するというような、資料全体を覆う訓読基調（規則）が存したと指摘されよう。

#### 四、高山寺感伝受類集鈔における読添えの敬語補助動詞「タマフ」

次には、読添えの補助動詞「タマフ」について記述し、高山寺感伝受類集鈔における用法を整理、帰納してみる。

高山寺感伝受類集鈔の巻第一・二は、仏部にあたる部分で、その中に、読添えの尊敬補助動詞が出現する。この仏部における読添えの尊敬の補助動詞「タマフ」は、「阿弥陀法」中に、

18、面ヲ觀自在菩薩（返）ニ向ヘタマヘリ（卷第一・阿弥陀法・自觀（道場觀ノ又説）、宰相阿闍梨淳寛伝）

の例があつて、主語「阿弥陀如来」の文に、現れて、「阿弥陀如来」に対する敬意を表したものである。なお、諄いが、この箇所は、漢文本文に、「タマフ」に対応する漢字が無く、日本語に訓読された際に、読添えられたものであることを確認しておく。

一方、高山寺感伝受類集鈔には、「阿弥陀法」の異伝が載せられており、この異伝の同文的な部分は、

19、定（返）ニ入（リ）テ結跏趺坐ス・面ヲ觀自在菩薩ニ向フ。（卷第一・阿弥陀法、片仮名交じり文、觀祐伝）

「阿弥陀如来」主語の一文に、右の例があつて、敬語表現が見あたらない。前にも触れた事象であるが、敬語の読添えに有無がある。この事象については、後に、改めて取り上げることとして、読添えの補助動詞の出現について、以下に記述・整理を続ける。

その他、読添語「タマフ」が現れる例としては、

20、大智大悲ノ方便（返）ヲ起シテ金輪ノ三昧地ニ入りタマフ。（卷第二・大イ丁去（大佛四法）・道場觀、淨与伝）

21、本尊我カ身（返）ニ入りタマフ（卷第二・大イ丁去（大佛四法）・入我我入觀、淨与伝）

22、寶蓮滿月輪ノ上（返）ニ坐シタマフ（卷第二・隨求法・道場觀）

23、壇上ノ尊ト我自身（返）与一體无ニシテ寶蓮花・滿月輪ノ上ニ坐シタマヘリ。（卷第二・隨求法・入我我入觀）

の例が認められて、それぞれの敬意の対象は、例20・21が、「毗盧遮那」「大日」、例22・23が「大隨求菩薩」など、「如来」「菩薩」に対するものとして出現する。

高山寺本伝受類集鈔は、巻第三を欠くが、巻第四・五は、経法部である。この経法部には、「仏」を待遇した尊敬語（敬語動詞など）は出現するが、読添えの補助動詞「タマフ」の出現は確認されない。

高山寺本伝受類集鈔巻第六・七・八・九・十は、菩薩部で、この部分の状況を記述すれば、以下のようなになる。

24、々々（月輪）ノ「之」上ニ般若波羅蜜佛母坐シタマヘリ。（卷第六・般若菩薩法・觀道場、神日次第）

右の例は、「神日次第云觀壇場定印」として引用されたもので、「般若波羅蜜佛母」を主語とした文での待遇表現中に用いられる。他に読添語「タマフ」の存する例は、

25、本尊我身（返）ニ入りテ我ヲ加持シタマフ。（卷第六・普賢法・入我我入觀）

26、壇上已<sub>レ</sub>成ノ菩薩・亦内證眷屬<sub>（返）</sub>ヲ引<sub>レ</sub>率<sub>シテ</sub>「与」我<sub>（返）</sub>ト相<sub>レ</sub>對<sub>シテ</sub>「而」住<sub>シタマヘリ</sub>。（卷第六・一臂文殊法・入我我入觀）

27、々々（本尊）我カ身<sub>（返）</sub>ニ入<sub>（り）</sub>テ我ヲ加<sub>レ</sub>持<sub>シタマフ</sub>。（同右）

28、右手說法ノ印<sub>（返）</sub>ニ作<sub>レリ</sub>結跏趺坐<sub>シタマヘリ</sub>。（卷第七・弥勒法・道場觀、觀祐伝、主語ハ「慈氏菩薩」）

29、右ノ手ハ胸<sub>（返）</sub>ニ當<sub>テ</sub>、地水火ノ三指ヲ屈<sub>ス</sub>。赤蓮花<sub>ニ</sub>坐<sub>シタマヘリ</sub>。（卷第七・大勢至法・道場觀）

30、本尊自<sub>レ</sub>證ノ眷屬<sub>（返）</sub>ヲ引<sub>（き）</sub>テ共<sub>ニ</sub>我カ身<sub>（返）</sub>ニ入<sub>（り）</sub>テ即<sub>（ち）</sub>加<sub>レ</sub>持<sub>シタマフ</sub>。（卷第九・如意輪法・入我我入觀）

31、本尊自<sub>レ</sub>證ノ眷屬<sub>（返）</sub>ヲ引<sub>（きて）</sub>共<sub>ニ</sub>我カ身<sub>（返）</sub>ニ入<sub>（り）</sub>テ即<sub>（ち）</sub>加<sub>レ</sub>持<sub>シタマフ</sub>。（卷第九・七星如意輪法・入我我入觀、寛信伝）

などが指摘される。右の例については、各尊法に同様の文が見える。「入我我入觀」に用例が多いが、「タマフ」による待遇の対象は、「本尊（菩薩）」、「大勢至菩薩」「慈氏菩薩」の例である。先の仏部の「如来」の待遇と同様、「菩薩」に対しても、尊敬の補助動詞「タマフ」による待遇が認められる。

伝受類集鈔卷第十一・十二は、明王部で、この部分にも、読添えの補助動詞「タマフ」が認められる。

32、々々（観）變<sub>シテ</sub>不動明王ト成<sub>ル</sub>。火生三昧<sub>（返）</sub>ニ住<sub>シテ</sub>大忿怒ノ形ヲ現<sub>シタマフ</sub>。（卷第十一・不動法・道場觀）

33、壇上ノ已<sub>レ</sub>成ノ本尊・又自<sub>レ</sub>證ノ眷屬等<sub>（返）</sub>ヲ引<sub>レ</sub>率<sub>シテ</sub>我身<sub>（返）</sub>ニ入<sub>（りて）</sub>我ヲ加<sub>レ</sub>持<sub>シタマフ</sub>。（卷第十一・大威徳転法輪法・入我我入觀、実任伝）

34、寶池ノ蓮ノ上<sub>ニ</sub>住<sub>シタマヘリ</sub>。（卷第十二・烏菟洗摩奉・道場觀）

右の例の主語は、各々「不動明王」「大威徳明王」「烏菟洗摩明王」である。

35、壇上ノ已<sub>レ</sub>成ノ本尊・四佛四波羅密等ノ自<sub>レ</sub>證ノ眷屬<sub>（返）</sub>ヲ引<sub>レ</sub>率<sub>シテ</sub>我<sub>（返）</sub>与<sub>レ</sub>相<sub>レ</sub>對<sub>シテ</sub>住<sub>シタマフ</sub>。（卷第十二・愛染王法・入我我入觀）

36、即<sub>（ち）</sub>本尊・我カ身<sub>（返）</sub>ニ入<sub>（りて）</sub>我ヲ加<sub>レ</sub>持<sub>シタマフ</sub>（卷第十二・愛染王法・入我我入觀）

など、「愛染明王」なども、補助動詞「タマフ」で待遇される。

伝受類集鈔卷第十三から卷第十七の五巻は、天部で、この部分にも読添えの補助動詞「タマフ」が出現する。

37、法界定印<sub>（返）</sub>ヲ結<sub>（ひ）</sub>テ々々（印）上<sub>ニ</sub>金輪<sub>（返）</sub>ヲ安<sub>セヨ</sub>一々ノ毛孔<sub>（返）</sub>自<sub>リ</sub>諸ノ曜宿<sub>（返）</sub>ヲ流<sub>出シタマヘリ</sub>（卷第十三・北斗供略次第・仏身円満）

右例の主語は、「一字頂輪王」である。

38、自身・北斗七星<sub>（返）</sub>ト成<sub>ヌ</sub>諸佛我<sub>（返）</sub>ヲ加<sub>レ</sub>持<sub>シタマフ</sub>（卷第十三・北斗略次第・諸仏加持）

右の「加<sub>レ</sub>持<sub>シタマフ</sub>」の待遇の対象は、「諸仏」である。例37は、「明王」に対する待遇に出現し、前述の「仏」「明王」に対する待遇表現と同質のものも確認されるが、

39、北斗七星・各々ノ「於」本宮<sub>（返）</sub>ニ還<sub>（り）</sub>タマフ（卷第十三・北斗護摩秘法、故僧都御房伝）

では、「北斗七星（天）」の待遇に、尊敬の補助動詞「タマフ」が読み添えられた例が認められる。

ここで、以上の補助動詞「タマフ」による待遇法を整理すれば、「仏」「菩薩」「明王」「天」に対する待遇に、尊敬の補助動詞「タマフ」が読添えられていると整理、記述することが出来る。

伝受類集鈔は、続く卷第十八から卷第二十三までは、作法部で、卷第二十四・二十五は、印信・血脈である。内容的に、或は、各作法の文章構成が、卷十七の天部までとは趣を異にし、興然以降の作法、また、印信類の搭載が目立ち、また、片仮名交じり文が目につく部分である。この作法部にも読添えの補助動詞「タマフ」が現れる。

40、仰(ぎ)願(はくは)無量壽尊・二菩薩等往昔(の)誓願(を)

誤マラ不(必)来迎引攝(返)ヲ垂レテ尊靈三有ノ「之」苦域(返)

ヲ離レ九品ノ「之」淨臺二生(せ)シメタマヘ(卷第二十三・無  
常導師次第・表白、仁和寺尊勝院本)

41、十方如来常(に)隨(ひ)テ守護シ三世ノ諸佛皆(な)授記ヲ

與ヘタマフ。(卷第二十四・一印印信・即心成佛義)引用部、小野  
大乘院良雅伝)

の例があつて、右に記述した如く、「無量壽尊・二菩薩等」と「諸仏」が、「タマフ」によつて待遇された例が認められる。ただし、例40は、奥書に「寫本云ノ以尊勝院御本書之云々」とあるもので、仁和寺関係の尊法を源とするようである。この無常導師次第には、仮名点・句切点の加點はあるが、東大寺点の加點が確認されないから、「はじめに」でも触れた如く、保留と扱うべきであるが仁和寺系の作法が、東大寺点の影響を被らず、直接に編入した可能性を否定しきれない。以上の意味で注意を要する用例であるが、参考例として、右に掲げておく。

一方で、右とは趣を異にした以下の例も認められる。

42、小野仁海僧正老亂シテ・宮僧正ノ法眼(の)時(返)ヲ以(て)御

藥加持ニ參セ令メタマフ。云々(卷第二十二・御齋会之間五七日御  
修法并御藥加持事、醍醐權僧正勝覺伝)

右の例42は、訓点の加點に疑問が残る例であるが、「宮僧正法眼」の待遇に、尊敬の補助動詞「タマフ」が読添えられた例と判ぜられる。例42は、文章内容も、それ以前と異なっており、本朝に関する記事で、「タマフ」も読添語として現れるものではあるが、例外に属するものであろうことは後に節を改めて論述を加える。

以上に取り上げた読添えの補助動詞「タマフ」は、原則として、漢文(變体漢文を含む)に現れるもので、本文に、「タマフ」に対応する用字が無い

場合である。右の挙例の内、例42を除いて、尊敬の補助動詞「タマフ」は、「仏」「菩薩」「明王」「天」に対する敬意の表現として読み添えられたものであることが帰納される。即ち、これら「仏」以下「天」に至る諸尊に対しては、「タマフ」を以て待遇するという訓読基調が存しているとも良いであろう。ここで問題となるのは、先の第二節の例1・2にも触れた、敬語表現の有無の問題である。確かに、本資料においては、「仏」を始めとした諸尊が主となる文脈において、「タマフ」が出現するのであるが、以下のような例も多数に上る。

43、頂(返)從り黄金ノ光(返)ヲ放(ち)テ无量ノ世界ヲ照ス。(卷第一・宝生尊法、内山眞乘房亮惠一興然伝)

44、大光明(返)ヲ放(ち)テ遍ク法界ヲ照ス。(卷第一・阿弥陀法)

45、大光明(返)ヲ放(ち)テ遍ク法界ヲ照ス。(卷第一・阿弥陀法、宰相阿闍梨淳寛伝)

46、教法ヲ流(布)シ衆生ヲ化度セムカ爲(ニ)説法ノ相ニ住(セ)リ。(卷第二・釈迦法、実任伝)

47、法界定印ニ住(セ)リ。(卷第二・大仏頂法・道場観、淨与伝)

右の諸例は、巻第一・二の限りを取り上げたものであるが、実態としては、敬語の読添えが無い例である。仮説の域を出ない論行となるが、主語はそれぞれ、「宝生如来」、「阿弥陀如来」、「釈迦如来」、「大仏頂如来」であつて、ここまでに帰納した例と引き比べれば、敬語の読添えが出現してもおかしくないかと判断される個所である。即ち、先のように、敬語を読添え待遇するという訓読基調がある一方で、「仏」を始めとした諸尊を対象に、無敬語で待遇するという基調とが重合したと見ることは出来ないであろうか。即ち、二種の基調の混在によつて、待遇の対象からでは出現の有無が説明できず、揺れている―任意である―状況そのものが伝受類集鈔という一資料に通底する一基調であるとみる解釈である。この基調成立に関わる重合過

程の問題を考えるには、通時的な視点を以て、時代を遡って実証する必要があるように判断するが、即座には、委細を論じる用意が無く、今後委ねねばならない所である。

#### 五、高山寺藏伝受類集鈔における敬語の偏在(二)

— 文章内容の差による偏在 —

さて、以上には、読添えの敬語補助動詞「タマフ」の出現と、本文漢字の敬語動詞訓の状況を一資料全体を覆うものとして検討し、記述したが、これらの表現は、待遇の対象という視点で帰納した。待遇の対象が何かと言った分析視点とは異なる視点で、詳細にまた細部に互る検討を加えてみると、実は、本資料の敬語は、偏在傾向を見せる。極単純に思考すれば、「偏在」とは、本資料における待遇表現法則の分裂を意味しそうで、基調なるものが設定でき無いと見る立場が存することに繋がる。以下には、その「偏在」の問題を取り上げてみることにする。

高山寺藏伝受類集鈔の内情を整理してみると、その偏在も、複数の要因によると認められる。その一要因が、文章内容に関連した問題である。伝受類集鈔の各々の尊法は、数種の条項によって組み立てられる。例えば、任意に取り上げてみるが、巻第一の「薬師法」(寛信伝)では、

勸請句・發願句・道場觀・讚・礼佛・印・眞言・正念誦・散念誦

で構成される。巻第四の「六字法」などでは、

種(子)・尊像・印・眞言・部主・勸請句・發願句・礼佛句・後加持咒・

壇様・結線事・師口傳

で構成されて、観想に関する記事がない。同じく巻第四の実任の伝である「理趣經(法)」などにも観想に関する記述がない。尊法各々における文章構成が異なるが、第四節において中心的に記述した読添語の補助動詞「タマフ」の出現は、第四節に掲げた用例に所在として付した如く、「道場觀」や「入

我我入観」に偏っている。これらの観想法の文章には、「仏」「菩薩」「明王」「天」が主題となる文が綴られて、文章が構成され、これらに対する敬意の表現として、「タマフ」が読添えられる。一方、同じ尊法にあつても、立印法を説いた文章にあつては、

48、中臺阿闍如来 左拳・「於」齊ニ安セヨ 右羽ハ垂ハレテ地  
ニ觸レケヨ。(巻第一・阿闍法金剛部、内山真乘房亮惠伝)

49、胎藏ノ蓮花藏ノ印

二手虚心合掌ニシテ・二頭指・二中指・二无名指・各ノ開キ立テ  
、指ノ隙ニ有ラ令メテ着クルコト勿レ。所謂ル八葉ノ印(なり)

〔也〕(巻第一・阿弥陀法蓮花部・又印、宰相闍梨淳寛伝)

の如くであつて、手や指などの身体部位が主語、主題となる。観想法では敬意の対象となつた「仏」以下の諸尊が、立印法として記述された文章内容には関与しない。即ち、読添語の「タマフ」の出現は、同一尊法の中においても、文章内容によつて左右され、偏在することが指摘される。両文章の与える印象が異なるであろうから、或は、文体的な差として位置づける立場があつても当然であるかも知れないが、これを以て、各部分の訓読語基調が異なるものであるとは認定できない。即ち、文章内容の異同という視点から分析される偏在は、両者の訓読語の質的な違いを示したものであると解釈される。

本伝受類集鈔には、これまで説いてきた尊敬表現以外に、謙讓の補助動詞「タテマツル」を用いて、待遇を表現した例がある。以下には、この表現を取り上げて、右の分析を補つてみる。

まず、読添語として出現する謙讓の補助動詞「タテマツル」についての記述から始める。構文の関係があらうと思われるが、本資料には、「タマフ」に比較して、読添語の「タテマツル」の例は、多くを指摘できない。例えば、  
50、我本尊ノ身ニ入リ即チ法身の功德ニ依シタテマツ

ル。(卷第二・随求法・入我我入観、興然伝)

51、盡虚空界ノ諸佛・菩薩・緣覺・聲聞・及(ひ)一切世天等ニ供養シタテマツル。(卷第四・寿命経法・護摩、実任伝)

とした補助動詞「タテマツル」が認められる。浄与伝の寿命経法にも、同様の文脈があつて、

52、盡虚空界ノ諸佛・菩薩・緣覺・聲聞・及(ひ)一切世天等ニ供養シタテマツル。(卷第四・寿命経法、浄与伝)

また、

53、々(我)レ本尊ノ御身ニ入(り)テ本尊ニ歸依シタテマツル。

(卷第六・普賢法・入我我入観)

54、件(の)像ヲ錦ニ裹テ箱入タテマツル。(卷第十一・不動法、片仮名交じり文)

55、々(我)本尊ノ身ニ入(りて)本尊ニ歸依シタテマツル。(卷第十二・相染王法・入我我入観)

などの補助動詞「タテマツル」の読添語が散在する。これらの謙讓の補助動詞によつて待遇され、敬意の対象となるのは、先の「タマフ」と同様に、「仏」以下の諸尊である。かかる条件で読添語「タテマツル」が出現するのは、「入我我入観」等の観想に関する記述内容を持った部分で、「タマフ」同様、文章の主題と関連しての偏在が指摘できる。実態としての偏在は指摘できるが、この偏在は、言語の質の差を示したのではなく、言語基調の差を示すものとはならない。

#### 六、高山寺蔵伝受類集鈔における敬語の偏在(二)

―文体(表記体)による偏在―

前節までに取り上げた事象は、本文に対応する用字が存する実字訓の敬語動詞と、本文には対応する用字が認められない、読添語の補助動詞「タ

マフ」と「タテマツル」とであつた。本節には、更に、事象を拡大して分析し、文体(表記体)の差による待遇表現の偏在について言及する。また、まず、仮に、漢文体(変体漢文を含む)という表記体に対して、片仮名交じり文体という表記体の範疇を設定して二項の対立として捉えるところから論を進める。

取り上げようとする事象は、原文の用字に基づく事象である。本資料中には、原文に、「給」や、「奉」字が存して、この訓読語として補助動詞が出現する場合が存する。以下には、この事象に焦点を当てて記述、考察してみようとするものである。

読添語以外の原文の実字の訓として現れる尊敬の補助動詞「タマフ」は、次のように出現する。

56、葉上ニ坐シ給ヘリ。(卷第一・阿弥陀法、片仮名交じり文、興然伝)

57、八葉ノ如来顯レ給フナリ「也」。(卷第一・阿弥陀法、片仮名交じり文、興然伝)

58、大日寶生尊ノ三摩地ニ入り給(ふ)カ故ニ(卷第十九・後七日、片仮名交じり文)

右の如く、「如来」を主語とした文脈に現れ、日本語の尊敬の補助動詞として、読添語の場合と同様の条件で用いられる場合もある。右の場合、この「給」字が原文に表記されて、補助動詞「タマフ」が現れるのは、片仮名交じり文においてであることに注意しておきたい。即ち、読添語における尊敬の「タマフ」は、漢文(変体漢文を含む)部分の訓読語として現れるが、前にも論じた如く、出現、非出現は、訓読語の訓読基調の重合したところに成立した基調で、ある意味、任意であつた。この片仮名交じり文に現れる「給」は、右の「如来」の待遇に現れる他に、

59、慶雅閣梨云 越前阿闍梨、知足院の入道殿御折ニ鴨院殿ニテ此ノ法(返)ヲ行ナハ令(め)給(ふ)・亥ノ時ニ御所ヲ廻(り)給(ふ)。

其(の)時御供ニ候(ひ)キ云々(卷第六・文殊鎮家法、片仮名交じり文)  
60、讃岐院ノ御時・法務御房之(還)ヲ修セ令メ給フ。(卷第八・千手法・  
加持物観、片仮名交じり文)

61、或人云・仁和寺大御室ノ「之」帶(還)ヲ加持セ令メ給(ひ)ケル  
時キ・加持了テ返遣ケルニ・小松(還)ヲ引キテ相具セ令(め)給  
(ひ)タリケリ・云々(卷第十八・妊者帶加持作法、片仮名交じり文)

62、是(れ)成尊僧都ノ「之」御堂佛ノ御光ニ金剛界ノ種子ヲ書(き)  
給ヒシ時ノ事也。(卷第二十二・両界供養作法、片仮名交じり文、  
醍醐定賢法務伝)

などを始めとして、片仮名交じり文中に、本文の用字「給」と共に、換言すれば、「給」の用字の制約の下に現れる。この片仮名交じり文には、右の拳例に、片仮名交じり文でありながら、平仮名で表記(ヲコト点であることとを示す)した部分がある様に、東大寺点の加点が存することが興味を引く。広くは、「訓読資料」と捉えることが可能なものであろう。即ち、この片仮名交じり文部分は、所謂、読み下されたものであると理解されるが、本文中に表記された「給」に即応して補助動詞「タマフ」の語が出現する。漢文(変体漢文部分を含む)と片仮名交じり文部分とにおいても、文体(表記体)の違いによって補助動詞「タマフ」が偏在する。漢文(変体漢文部分を含む)における場合は、必ずしも原文の本文用字が読み下し文を規制することは任意であると認められようが——ただし、後に触れるが、変体漢文の場合、本文中に「給」の用字が存する場合がある——片仮名交じり文の場合は、原文の用字「給」と、補助動詞「タマフ」の出現とは、言語表現の基盤としては「一対一対応と捉えて良いように思われて、両文体(両表記体)によって、共に「訓読語」と考えれば、その性格を異にする認められよう。

また、右の例文に観察される文章の内容は、口伝の類の記載と思しく、話題は、本朝におけるもので、説話的な内容となっているものである。伝

受類集鈔全体を見渡した時、この本朝に関する内容の片仮名交じり文は、特に、作法部、印信・血脈部である卷第十八以降に顕著で、卷々による偏在傾向も見せている。

この片仮名交じり文の部分は、前に取り上げた漢文体の訓読語に、敬語動詞や読添語としてあらわれる敬語表現に比べて、多様な様相を示すと帰納される。即ち、前の漢文体における敬語表現は、敬語動詞と読添えの敬語補助動詞によって支えられていたが、片仮名交じり文部分では、表現の多様さが指摘できる。例えば、補助動詞「タマフ」については、右に例を掲げたが、漢文体の訓読語にも読添語として現れた、謙讓の補助動詞「タマツル」が出現する。

63、然後ニ「於」五古ヲ兩手(還)ニ棒(け)袖ノ中(還)ニ於テ額(還)ニ當ルカ如クシテ少シ頭(還)ヲ低ケ目(還)ヲ閉(し)テ兩部ノ諸尊・并(せて)本尊界會ヲ觀ニ念シ奉ル。(卷第二十二・東寺事等・御齊會之間後七日御修法并御藥加持事、片仮名交じり文、勝覺權僧正伝賢覚法眼記)

64、建永元年(一一〇六)十月廿三日奉受印信  
其(の)作法・東御房道場西ニ向フ・中壇ニ兩界ヲ竝(へ)テ懸(還)(け)奉(り)テ・佛供四杯ヲ竝居(ふ)・大土器一界ニ二杯ツ、也。燈明二燈。又北壁ニ大師ヲ懸(還)奉(り)テ佛供二杯・燈明二。(卷第二十五・紙記、片仮名交じり文)

の例があつて、原文に「奉」字の存在が確認される。先掲の例59などでは、補助動詞「候」なども出現し、敬語補助動詞の多様さが確認される。この他に、片仮名交じり文には、助動詞による敬語表現も認められ、

65、理明房阿闍梨御房ハ中指ヲ寶形ニシテ餘ノ四指モ皆寶ト觀シテ五部塔印ト習(ふ)ト仰(せ)被(れ)き。(卷第二十五・建保五年(一一二七)六月八日傳受日記・五部塔印事、片仮名交じり文)

「二」字が出現し、助動詞「ラル」が現れる。また、例65には、接頭語を用いた待遇表現も確認される。助動詞による尊敬表現としては、先の例59から例61までに現れる「シム(令)」も、指摘されよう。接頭語に關して、

66、讚岐院皇嘉門院(還)の奉(爲)に(不)和ノ「之」時也(卷第八・千手法・加持物觀、片仮名交じり文)

67、祇園女御院(還)の奉(爲)不(和)ノ「之」時之ヲ修(せ)令(む)。云々(卷第八・千手法・同敬愛秘事、片仮名交じり文)

の如き例は、漢字ばかりが羅列された変体漢文部分にも、「奉爲」の文字列で出現し、

68、安元二年(一一七六)六月廿三日(還)自(り)建春門女院ノ御(二)禁(還)ノ奉(爲)ニ五大虚空藏ノ法(還)ヲ始(行)セ被(ル)、日記。(卷第

十九・五大虚空藏法)

の如く認められる。片仮名交じり文では、原文中に、接頭語「御」字の有る場合も存して、

69、抑(も)南殿(還)ニ於(い)テハ東(立)ニ(ち)テ作法・是(レ)清涼殿ノ御物(忌)ノ時ハ・南殿(還)ニ於(いて)此ノ事有(り)之(二)依(り)御衣(還)ヲ置(く)也。(卷第二十二・東寺事等・御齋会

之間後七日御修法并御藥加持事、片仮名交じり文、勝覺權僧正伝 賢覚法眼記)

の例がある。こうした片仮名交じり文の部分においては、読添えの敬語は出現しない。先に検討した漢文部分で、読添えの敬語の存する表記体である漢文体では、敬語補助動詞は、読添えによつて補われている。即ち、漢文部分の訓読語と片仮名交じり文との対比では、片仮名交じり文における待遇表現が多様で、片仮名交じり文に偏在が有るように認められよう。

以上の論述は、漢文体と片仮名交じり文体との典型的範疇を仮設し、二

項対立として捉えることを前提に行つて見たものであるが、問題は、例68に掲げた変体漢文と思しき部分である。漢文体に属するもので、この例が例外となる。この例外の部分にも、原文に用字があつて、それに従つて敬語表現が現れる。仮に設定してみた漢文体と言つても、本資料における漢文は、漢文体の中で、用字面を中心にして、差が現れているようである。点について、改めて、次節に取り上げてみる。

七、高山寺威伝受類集鈔における敬語の偏在(三)

一 漢文体(用字)の差による偏在

第六節においては、専ら、片仮名交じり文の側に視点を置いて、敬語表現の出現について整理し、それまでに取り上げた漢文の訓読文における敬語の出現に比較した違いは、原文の用字との直接的な関係で出現するもので、加えて、多様な敬語表現が偏在することであることを指摘した。漢文体の訓読語の待遇表現体系とは異なつた基調を示したものと見ることもできるであろうことなどを確認してきた。以上には、漢文体対片仮名交じり文体とした見地から分析を行つてきたが、当該資料を通覧すると、実は、以下に掲げるような漢字の羅列である漢文体に属する表記体にも、原文に「給」や「奉」が現れて、待遇表現を担つた例が知られる。

70、常曉・大唐(還)ニ於(テ)此ノ法ヲ受ケシ自(リ)十五六歳許ノ童子二人・相ヒ隨(遂)シテ歸朝ノ「之」後・本尊ノ像(還)ヲ思(煩)ヒテ愁

歎ノ氣頻リニ見(還)ヘ令メ給(フ)。之ニ依(りて)一人(の)童子申(シ)テ言ク・例(還)ナラ不見(還)令(め)給(フ)・何事(還)ヲ思(食)スソ哉ト問ヒ奉(ル)。爰(に)常曉答(へて)言ク・大唐勢靈等ノ太元ノ像者金銅ノ像ナリ「也」。摸(還)シ奉(ル)可(キ)様(還)無(シ)法(還)ヲ傳(へむ)ト雖(モ)本尊像(の)事(還)ヲ思(惟)スル也。云々(卷第十二・太元法外作法事)

71、大施主殿下・現世安穩ニシテ・百年(の)「之」壽<sup>サシ</sup>筭<sup>サン</sup>ヲ保<sup>ホ</sup>チ

過去幽靈都率<sup>ト</sup>ニ往<sup>ユ</sup>シテ千葉ノ蓮臺<sup>レンダイ</sup>ニ登<sup>ノボ</sup>リ給<sup>タマ</sup>フラム者<sup>モノ</sup>

歎<sup>カク</sup>・(卷第十八・始仏作法・表白)

72、勸修寺寛一行(ハ)給<sup>タマ</sup>ヒシニハ伴僧十二人ナリ。(卷第二十一・如法尊

興然伝)

これらの用例は、漢字ばかりが連ねられた漢文と評価される文章の一部で、これに訓点を加えられた例の読み下し文である。循環論に陥る可能性があるるので、注意せねばならぬが、これらの敬語表現が、原文中の文字として出現するのは、変体漢文と判断される文体(表記体)であると位置づけられよう。

73、十四日夜<sup>西也実方毎</sup>右衛門ノ陳<sup>チン</sup>從<sup>ジュウ</sup>從<sup>ジュウ</sup>(リ)入<sup>イ</sup>ラ令<sup>ラ</sup>令<sup>ラ</sup>(め)給<sup>タマ</sup>フ。今日申<sup>ウケ</sup>

ノ剋許<sup>コリ</sup>雪降<sup>ユキノ</sup>ル・戌<sup>イノ</sup>三剋<sup>サン</sup>ニ參<sup>ニ</sup>内<sup>ニ</sup>。眞言院<sup>マコトノ</sup>從<sup>ジュウ</sup>從<sup>ジュウ</sup>(リ)御尊<sup>ミツノ</sup>

二乘<sup>ニ</sup>(リ)・中<sup>ナカ</sup>ノ御門<sup>ミカド</sup>ヲ出<sup>デ</sup>テ令<sup>ラ</sup>メ給<sup>タマ</sup>フ。(卷第二十二・東寺事等・

御齊会之間後七日御修法并御薬加持事、片仮名交じり文、勝覚権

僧正伝賢覚法眼記)

右の用例は、文章中に傍線部の如く格助詞「ヨリ」が本行右寄せ小書きで記されたり、一連の文章の他の個所では、格助詞「ニ」や接続助詞「テ」が同様の小書きにされて本行右寄りに組み入れられているので、厳密には、片仮名交じり文と定義すべきであろうが、概ねは、漢字の羅列で、右の筆例部分などは、記録体に通ずるものと判断される。片仮名交じり文の成立については、春日政治博士以来、種々に論ぜられるところであるが、変体漢文と片仮名交じり文との連続性、即ち、本資料の場合、厳密には鎌倉時代まで時代が降る資料であるが、片仮名交じり文の出自の一つとして、変体漢文を想定する論の妥当性を証しうる例であろう。また、注目すべきは、時代の降る資料ではあるが、この漢文体に東大寺点の加点が存することで、将門記や往来などに加えて、変体漢文を訓読した資料として、有益なもの

と判断される。

本資料における片仮名交じり文と変体漢文との連続性は、以下の例でも知ることが出来る。即ち、変体漢文体の、片仮名交じり文に通じる待遇表現法の多様さである。

まず、原漢文における補助動詞に対応する用字が認められる。変体漢文における「給」の用字に関しては、右に触れたところであるが、謙讓の補助動詞「タテマツル」も、「奉」字として出現する。

74、次(に)佛師・形像ヲ畫<sup>シテ</sup>即<sup>チ</sup>造<sup>リ</sup>始<sup>メ</sup>奉<sup>ル</sup>(る)。(卷第

十八・新仏始事)

75、次(に)佛師・斧<sup>ヲ</sup>取<sup>リ</sup>テ之<sup>ヲ</sup>刻<sup>シ</sup>始<sup>メ</sup>奉<sup>ル</sup>。(同右)

76、大日如來法身三昧印形法身泥塔・五眼具足<sup>ニ</sup>セ令<sup>メ</sup>奉<sup>ラ</sup>ム五

字ノ功德・円滿<sup>ニ</sup>セ令<sup>メ</sup>奉<sup>ラ</sup>ムカ爲<sup>ニ</sup>佛眼ノ眞言・大日明。(卷

第二十二・泥塔供養作法)

77、信心大施主殿下・數万燈ノ明<sup>ヲ</sup>排<sup>キ</sup>備<sup>シ</sup>テ觀音ノ寶前ニ

供<sup>シ</sup>奉<sup>ル</sup>。(卷第二十三・御明導師作法・表白)

など、漢字ばかり羅列された部分に原文の用字として「奉」が用いられ、「タテマツル」が現れる。例77には、傍訓に接頭語「ミ」の出現も確認される。第三節以下で問題にした読添語の「タマフ」や「タテマツル」は、尊法の構成部分である。「道場観」や「入我我入観」において、読添語として多出することを指摘したが、その際は、原文の漢文に用字として対応する漢字が現れることが無く、読添語として訓読語に現れる傾向のあることを指摘した。実は、同じく「入我我入観」であっても、本文に「奉」字が存して、補助動詞「タテマツル」が現れる例がある。

78、我レ本尊ノ身<sup>ニ</sup>入<sup>リ</sup>テ本尊ニ歸<sup>リ</sup>依<sup>ル</sup>奉<sup>ル</sup>。(卷第六・一

誓文殊法・入我我入観、興然伝)

79、我(か)身自<sup>ニ</sup>從<sup>リ</sup>眷屬<sup>ヲ</sup>率<sup>シ</sup>テ本尊(の)身<sup>ニ</sup>入<sup>リ</sup>て

即(ち)功德法身ニ歸依シ奉ル(卷第九・如意輪法・入我我入觀)  
 80、我か身自、從ノ眷屬ヲ率シテ本尊ノ身ニ入(りて)即(ち)功德法身ニ歸依シ奉ル。(卷第九・七星如意輪法・入我我入觀、寬信伝)

81、十二神并ニ八大童子等ノ眷屬ヲ引率シテ本尊ノ身ニ入(り)て法身ニ歸依シ奉ル(卷第十一・大威徳転法輪法・入我我入觀、実任伝)

などの例で、先の読添語として現れる補助動詞の延長線上に、原漢文で表記されたものと把握できよう。即ち、本資料には、儀軌類を引用した中国漢文部分と、それに準ずる「道場觀」や「入我我入觀」に代表される漢文体の部分、さらに、同じく「入我我入觀」で、漢字ばかりの漢文体ではあるが、変体漢文的な用字が出現する部分を、連続的に捉えてみるこ  
 とができるように思われる。

変体漢文の範疇に入ると思しき文章には、右の敬語補助動詞の出現以外に、

82、嘉承三年(一一〇八)七月廿二日庚午「于」今日「自(り)成就院大僧都・仁壽殿」於(て)遷宮御修法(を)修(せ)被(る)。(卷第二十三・遷宮修法、寛助大僧正記)

83、但(し)先師法務・一長者ノ御時・件(の)佛・修理ノ爲ニ勸修寺へ渡シ奉テマツ被ル。(卷第十九・十八日觀音供・私云)

84、建久年中東寺修理ノ「之」間・講堂ノ御佛同ク之ヲ修理。件ノ御佛供ノ髮際ニ銅ノ筒・佛舍利一粒ヲ入レ奉(り)テ之ヲ籠(め)被(る)。(卷第二十二・東寺講堂仏被籠真言日記)

85、大僧都嚴一終焉ノ「之」剋・臥(返)乍(ら)授(け)被(れ)給(ひ)了(りぬ)云々(卷第二十四・良勝阿闍梨秘ウ覆下)

86、濟信大僧正・禪灌頂ヲ「於」大御室ニ授(け)奉(る)「之」

時・大僧正申(さ)被テ云(く)。(卷第二十五・広沢流不授灌頂印信文事、行延記)

などの例が確認される。補助動詞「奉」「給」の表記も確認されるが、「被」字は、尊敬の助動詞を表記したものとしく、相対的な評価ではあるが、正格漢文体寄りに成れば、助動詞による待遇表現は出現しなくなり、偏在傾向を見せる。

また、接頭語による待遇表現も見いだせる。

87、延喜廿年(九二〇)八月六日・般若寺ノ僧都ノ御供ニ・醍醐山參上・件ノ日夜ニ入(りて)御物語有(り)其ノ次尋(ね)申ス。(卷第十九・後七日酉酉、寬空伝)

88、同七日般若寺へ御還向・同九日參上・尚ヲ前ノ事問(ひ)申ス(同右) 89、右宮僧正御入滅者治暦元年(一〇六五)也。(卷第二十四・諸家汀如六帖)

などを始めとした例である。更に、例87・88には、補助動詞「申」なども現れて、敬語表現の多様性を示したものと認められる。

この変体漢文に認められる敬語表現の多様さは、先に整理した片仮名交じり文の敬語表現の多様さに通じるもので、敬語動詞による敬語表現は元より、原文に漢字表記された補助動詞、助動詞、接頭語など、本資料における片仮名交じり文と同じ基調にあると見て良いであろう。

これまで本稿において、仮に頼つて論じてきた、正格漢文・変体漢文・片仮名交じり文という三つの文体範疇に関して、研究者各々の研究の立場によつて、本資料の分析に、この三範疇が設定され、比較分析、考察されることは、当然ありうることで、そうした研究の方向性や有り様を否定する積もりはないし、また、有益な方法で、言語実態の腑分けでの成果も期待されよう。或いは、別の観点からは、時代の層や各尊法の伝流に関わる個々人を峻別して、伝受類集抄の言語の複層性(類集的性格の内実)を解明す

べく、本資料を分析してみることも、一つの重要な日本語史研究のあり方であると認めることに吝かではない。

しかし、本稿に取り上げた待遇表現という尺度からは、実は、諸々の研究視点の内、右の三文体範疇の設定は、各文体範疇の典型を仮定し、解析しようとするもので、本資料の分析にとつては、既成の觀念が先行した区分・分類でしかないのではなからうか。具体的な分析を行おうとするには、それぞれ仮設した文体範疇の具体的な外延がはっきりしないものであつて、各々を截然と区別することができず、伝受類集鈔の史料的评价にとつては、必ずしも意味をなさないように思われる。

単純に過ぎるかも知れないが、極めて粗っぽく模式的に整理すれば、正格漢文体と片仮名交じり文体とを両極とした数直線の間には、変体漢文体が位置して、その変体漢文の和化の度合いに従つて、正格漢文体から片仮名交じり文体の間に、しかも、正格漢文体、片仮名交じり文体の範疇と重なり合いながら、連続的に分布するような像として捉えることが出来るのではあるまいか。

即ち、連続的で、間断や極度の落差のない数直線上での変体漢文体における敬語表現の偏在は、片仮名交じり文体側に寄れば寄るほど多様な表現が現れて、濃淡の段階的な推移以て片仮名交じり文体の待遇表現法の体系に近づいていくと解釈することができるのではあるまいか。

おわりに

これまでに、待遇表現の偏在を視点に論じてきたことを纏めておく。

本稿の検討対象として取り上げた高山寺藏伝受類集鈔は、極めて大雑把な捉え方としては、諸種の性格の言語資料の集合体であると見ることが許されよう。即ち、一つの視点からは、儀軌などの引用部分における中国漢文、本邦において制作された漢字ばかりの日本漢文（変体漢文体を主とするも

の）、片仮名交じり文などの文体（表記体）が複合したものであると見ることが出来る。別の視点からは、諸師の口伝、作法の類集で、出自となる時代、また、言語主体の異なりなどの言語の違いを内包した資料であると見ることが出来る。この内、時代的な観点からの問題、また、言語主体の異なりの問題については、課題として後に託さざるを得ないところであるが、その範疇の外延は明確なもので、実態解明には、言語量の面からも、方法的な工夫によつて、実証的に検討する道はあるように思われる。

本稿は、待遇表現偏在の状況を、正格漢文・変体漢文・片仮名交じり文の三文体の典型を想定、仮設して、その文体差から説明しようとするところから始めた。しかし、個別個別の尊法、また、更に、一尊法の中の諸条項を具体的に捉えた場合、本資料においては、これらの文体を別々の言語体系として整然と線引きし、区別することは不可能で、渾然とした連続体として存在していることが明らかとなつた。理に傾く嫌いがあるが、連続的である以上は、一連の資料体であると見なすことが出来よう。経弁に集約する諸尊法の言語は、本稿に記述した如く、文体的幅を有することは確かであろうが、一連のものであつてみれば、分裂することなく享受、また、表現されたと評価し、捉えることが出来るのではあるまいか。

築島裕博士は、平安時代の国語資料の体系を、鳥瞰図的に示されたことがある。この体系的分類においては、変体漢文と片仮名交じり文とを、同一の枠組みで示された。また、正格漢文と変体漢文との類同性は、変体漢文の發生を考えれば、元より認められるところである。

本稿に取り上げた高山寺藏伝受類集鈔は、鎌倉時代成立の資料であつて、平安時代との年代的な差を考慮せねばならぬのは当然であるが、本稿の分析に従つて、抽象的にはあるが、伝受類集鈔の言語的な性格を評価すれば、連続的に一体である資料の日本語的な基調が存すると想定して見ることが出来るのではあるまいか。過去、今昔物語集の文体的研究は、今昔物語集

の二文体対立、あるいは、三文体対立の構造把握を経て、今昔物語集の一集全体に通底する言語基調に關しての論に及んだ。<sup>7)</sup>高山寺藏伝受類集鈔も、通底する言語基調の、具体的な文・語レベルでの実証・記述が、大きな問題として浮かび上がってきた事になろう。具体的な検討は、或は、鎌倉時代日本語全体を通じての基礎語彙とか、基本的構文とか、基本表現とかの指摘に落ち着いて仕舞うかも知れないが、伝受類集鈔の場合、文体的な幅は持ちつつも、鎌倉時代語全体の体系からすれば、その全体系中の部分の実態を示すものであろうと判断される。具体的なレベルでの検討は、方法論の陶冶を目指しつつ、今後の模索課題とする。

本稿に取り上げた伝受類集鈔のような、見方に依れば日本語の複合体と把握される言語資料は、諸修法伝授の場の実状の変化と連動して、十二世紀以降に盛んに作り出されてきたものである。こうした資料も、統一的な言語体としての視点から、その日本語の有り様を追求してみる必要がある。恐らく、こうした複合体的資料の生成は、日本語の変化に資するところがあった筈で、このような視点からの追求の必要性を切に感じる。

一般に、和文体、漢文訓読文体、変体漢文体などの文体指標は、待遇表現だけではない。本稿での検討が、元より不十分であることは、稿者の自覚するところである。右に触れた如き観点からの追求の多くを後に残して、大方のご批判を仰ぐこととする。

## 注

1、小野随心院には、第五五函第一号(第二五号として)、「伝受類集鈔」二十五巻を藏する。江戸時代初期の書写(東大寺点)と推定されるものであるが、これには巻第三を現蔵する。稿者は、縁無く精査の機会を得ていない。

2、宮澤俊雅「伝受類集鈔目録」(昭和五十九年度高山寺典籍文書綜合調査団研究報告論集、昭和六十年三月)には、解説、伝受類集鈔目録、年表、修法索引、

人名索引、経弁年譜が掲載されている。

3、宮澤俊雅「高山寺に於ける理明房興然流口決の訓点の相承について」(「訓点語と訓点資料」第九十五輯、平成七年三月)においては、伝受類集鈔の訓点が、伝承される他の折紙、口決類と比較すると加減状況が密であることを実証され、伝受類集鈔への加減は、経弁によってなされたものであろう事を推定されている。また、興然に発する折紙類を伝承に従って時系列で比較され、各資料の訓読文が、総じて同じであることを論ぜられている。また、伝授の場を通じて、本文と同様、訓点も伝えられたものであることを推量されている。

4、拙著「平安鎌倉時代漢文訓読語史料論」(平成十九年二月、汲古書院)、第六章第三節。

5、拙稿「平安後半期・鎌倉時代における漢文訓読語研究試論―高山寺藏大毗盧遮那經広大成就儀軌永久六年点本を中心に―」(平成二十年度高山寺典籍文書綜合調査団研究報告論集、平成二十一年三月)。

6、築島裕「平安時代の漢文訓読語につきての研究」(昭和三十八年三月、東京大学出版会)、第一章第二節。

7、山口佳紀「古代日本文体史論考」(平成五年四月、有精堂出版)、第四章第二節。

## 〔付記〕

本稿を成すに当たっては、高山寺御当局、小川千恵様をはじめ、山内の皆様、高山寺典籍文書綜合調査団各員各位のご温情を忝なくした。記して御礼申し上げる。また、本稿を査読いただいた訓点語学会委員の先生方には、誠に貴重なご意見を忝なくした。深甚の謝意を表する次第である。

「まつもと みつたか、広島大学教授」

(平成二十一年一月六日受理)